

# ミャンマー資本市場整備支援と ミャンマー公認会計士協会支援

株式会社大和証券グループ本社 取締役会長 鈴木 茂晴  
一般財団法人大和日緬基金 理事長

## 1 ミャンマーの資本市場整備

「アジア最後のフロンティア」として注目されているミャンマーは、2011年3月に発足したテイン・セイン政権の下、民主化・経済改革を急ピッチで進めている。欧米諸国は経済制裁を段階的に緩和、日本もインフラ整備の円借款を再開するなど、経済改革を後押ししている。金融・資本市場分野では、2015年秋に証券取引所の開業が予定されているが、これには、2015年末の総選挙及び次期大統領選挙で経済改革の成果をアピールしたいミャンマー政府の意向が反映されているともいわれている。

東南アジアでは、2011年1月にラオス、2012年4月にカンボジアで証券取引所が開業したが、ミャンマーにはいまだに証券取引所が存在しない。2011年の大統領演説では、2015年までに名目GDPを1.7倍にするという目標が掲げられているが、この目標達成のためには、証券分野での市場整備が不可欠である。

タイ・韓国など各国が証券取引所設立支援に名乗りを上げる中、この分野では日本の存在感が大きい。

日本のミャンマー資本市場整備支

援は1993年に遡る。当時、初めてミャンマーを訪問した大和証券グループは、ミャンマー政府と協議する中で、証券取引所設立の支援を要請された。そこで、1996年にミャンマー経済銀行と大和総研の合弁証券会社としてミャンマー証券取引センター（Myanmar Securities Exchange Centre：MSEC）を設立した。設立当初は、このMSECが将来的に証券取引所に発展することを想定していたが、1997年のアジア通貨危機を受け、資本市場改革スケジュールの全てがストップしてしまった。しかし、テイン・セイン政権下の民主化の流れを受け、ミャンマーにおける資本市場整備の機運も再び高まっているというのが昨今の状況である。そのような中、資本市場整備において日本への期待が強い背景には、20年に及ぶ日本とミャンマーとの信頼関係があるのではないかと思う。

2012年5月、ミャンマー中央銀行<sup>1</sup>、東京証券取引所グループ（現、日本取引所グループ）、大和総研が証券取引所設立支援及び資本市場育成支援への協力に関する覚書を締結し、証券取引制度の設計に関する助言や人材育成支援、証券・金融セミナーの実施を開始した。2012年8月、財

務省財務総合政策研究所は、ミャンマー中央銀行と資本市場育成のための技術協力に関する覚書を締結、日本の専門家により組織されたワーキンググループの支援により、2013年7月にはミャンマー証券取引法が制定された<sup>2</sup>。

そして、2014年秋には、ミャンマー国営銀行であるミャンマー経済銀行と日本取引所グループ、大和総研が出資する日緬合弁のヤンゴン証券取引所（準備会社）の設立が予定されている。

## 2 大和日緬基金の取組み

2013年4月1日、大和証券グループは一般財団法人大和日緬基金を設立した。

長く軍政下にあったミャンマーでは、証券取引所や法制度といったインフラの整備だけでなく、それを支える人材が不足していることが大きな課題となっている。

ミャンマーの持続的な資本市場・経済の発展には、将来的にミャンマー国民自身による自律的な市場運営が必要不可欠である。大和日緬基金では、金融・資本市場分野における中核人材の育成支援事業に取り組んで

いる。

具体的には、ミャンマー財務省やミャンマー経済銀行といった政府の若手職員を対象に、東京大学公共政策大学院への留学機会を提供する事業を2013年8月に開始した。留学生は、大学院で半年間、資本市場に関連する講義を受講するとともに、別途、金融庁や日本取引所グループなど様々な関係者のご協力の下、数週間の証券業務に関する実務研修を受ける。昨年度は3名が来日し、半年間のコースを終えて3月に帰国した。今年度も5名の留学生が9月からこのプログラムを受講する予定だ。

また、2014年1月には、ミャンマー公認会計士協会と協働で、現地会計士を対象とした研修を開始した。

### 3) ミャンマー公認会計士協会

ミャンマーでは、前政権が対外開放及び市場経済化政策を採用した際、統一された会計原則の必要性が高まり、近代的な会計制度が始まった。1994年には、ミャンマー会計審議法が制定され、2003年には、会計分野の規制当局であるミャンマー会計評議会（Myanmar Accountancy Council：MAC）の監督下にミャンマー公認会計士協会（Myanmar Institute of Certified Public Accountants：MICPA）が設立され、ミャンマーの公認会計士の会計監査知識向上、倫理基準の周知、専門性向上を目的として活動している<sup>3</sup>。

ミャンマーの開業会計士（Practicing Accountants）は約400名にすぎない<sup>4</sup>。会計士資格を有するミャンマー人は海外で活動することも多く、実際にミャンマーで活動する公認会計士はさらに少ないともいわれ

ている。日本公認会計士協会の会員数が約33,000名（2013年12月末時点）<sup>5</sup>であることを考えると、圧倒的に公認会計士の数が少ないことがお分かりいただけると思う。

ミャンマー企業は、ミャンマー会社法で、公開会社（Public Company）と非公開会社（Private Company）に分類されている。非公開会社は株主数50名以下で株式の譲渡に制限があり、株式及び債券の発行を通じた公募での資金調達禁止されている。一方、公開会社は、不特定多数の一般大衆が株式を保有できるため資金調達の幅が広がるが、株主に対するディスクロージャーの義務が厳しく規定されている。

ミャンマー企業は、毎年、独立したミャンマー公認会計士による監査が必要で、関連省庁に翌会計年度の6月末までに監査済財務諸表を提出する必要があるが、いくつもの帳簿を有する企業が多く、納税も適切に行われていないともいわれている。ミャンマー政府は、透明性の向上と信頼性確保のため、企業の公開会社化を推進しており、2011年末に約20社しかなかった公開会社数が、2013年末時点では100社を超える水準まで増加したといわれている<sup>6</sup>。2015年秋に開業予定の証券取引所への上場は公開会社であることが条件となる。

なお、ミャンマーの会計制度では、IASと同等のMAS（Myanmar Accounting Standard）及び、IFRSと同等のMFRS（Myanmar Financial Reporting Standards）が採用されている。

### 4) 大和日緬基金の公認会計士人材育成支援

2015年秋の証券取引所開業を成功させるためには、証券取引所や法制度といったインフラだけではなく、上場意向のある企業を発掘し、その上場を支援していくことが不可欠である。

MSEC及び大和証券は、60社以上の上場候補企業を訪問し、これまでにアジアグリーンデベロップメントバンク（AGD）とミャンマーアグリビジネスパブリックコーポレーション（MAPCO）の2社とIPOアドバイザー契約を締結（2014年7月現在）し、上場支援を行っている。

証券会社とともに上場企業を支援する公認会計士や法律事務所は、上場要件を満たすために必要なコーポレート・ガバナンスや内部統制などの体制整備、目論見書の記載内容などについて、広範かつ適切に理解していなければならない。

MICPAとの人材育成支援の覚書を締結する契機となったのは、2013年5月にヤンゴンで開催した大和証券グループとMICPA共催の現地公認会計士向けIPOセミナーである。セミナーでは、証券取引所開業までのロードマップや上場手順の概要が紹介されたが、セミナー終了後にMICPAが参加者に確認したところ、想像以上に理解度が低いことが明らかになった。その後、MICPAからの支援要請を受け、2013年12月、大和日緬基金はMICPAと現地公認会計士人材育成支援の覚書を締結することとなった。

大和日緬基金は、本覚書に基づき、2014年1月から2015年12月末まで6か月間の研修コースを合計4回企画・

提供していく予定である。1コースあたり約10名のミャンマー公認会計士が参加するので、2年後には40名以上の公認会計士が研修に参加することになる。研修はヤンゴンで月に2回の頻度で開催される。各研修には日本取引所グループ、大手会計事務所<sup>7</sup>にも講師として参画いただいている。また、1コースの終了時には、参加者から選抜された数名が日本での研修を受けることになっている。

つい先日、6月9日から13日まで、第1グループの日本研修が開催され、日本公認会計士協会、金融庁、日本取引所グループ、大手監査法人等<sup>8</sup>に講師を務めていただいた。

## 5 最後に

MICPAは、英国の勅許公認会計士協会（ACCA）<sup>9</sup>や勅許管理会計士協会（CIMA）<sup>10</sup>とも人材育成支援の覚書を締結しているが、いずれも会計基準分野に関する支援である。資本市場知識に関する人材育成という点では、大和日緬基金とMICPAの人材育成支援の覚書が初めてのものである。証券取引所の開業に向けて、今後もプログラムを改善しながら、1人でも多くの公認会計士を育成し、ミャンマー資本市場整備に貢献していきたいと思っている。

また、前述の第1グループの日本研修にて日本公認会計士協会を訪問した際には、日本公認会計士協会からの一方通行の講義だけではなく、MICPA側からもミャンマー公認会計士の現状・取組みについてプレゼンテーションをしていただき、非常に有意義な意見交換の場となった。

ミャンマーの証券取引所設立とい

う、日本が官民一体となって進めているプロジェクトに日本公認会計士協会にも参画していただけることは大変有り難く、心強い限りだ。

今後は、大和日緬基金の人材育成支援活動を通じながら、MICPAと日本公認会計士協会のさらなる関係強化、ひいては日緬両国の友好関係に微力ながら貢献できれば大変光栄だと考えている。

### 〈注〉

- 1 これまでミャンマー財務省傘下に所属していたミャンマー中央銀行が2013年7月に独立し、資本市場整備の所管省庁は、現在、ミャンマー財務省となっている。
- 2 これらの覚書に加えて、2014年1月24日、金融庁はミャンマー財務省との間で、金融技術協力に関する覚書に署名し、現在は、日緬両国の金融部門における包括的協力関係を推進するための枠組みが構築されている。<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20140127-1.html>
- 3 MICPAの概要や活動内容については、MICPAのウェブサイト参照。<http://myanmar-icpa.org/>
- 4 MICPAの登録会員数は、MICPAへのヒアリングによる。
- 5 日本公認会計士協会の情報については、日本公認会計士協会のウェブサイトより引用した。<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/outline/>
- 6 ミャンマー国家計画経済開発省等へのヒアリングによる。
- 7 現地研修では、法律事務所、会計士事務所からAllen & Overy, Deloitte, Pricewaterhouse Coopers, KPMGにご協力いただいた。
- 8 日本研修では、監査法人から有

限責任監査法人トーマツ、有限責任 あずさ監査法人にご協力いただいた。

9 ACCAとMICPAは2013年1月に覚書を締結している。覚書の概要についてはACCAのウェブサイト参照。<http://www.accaglobal.com/ie/en/discover/news/2013/01/myanmar-micpa.html>

10 CIMAとMICPAは2013年7月に覚書を締結している。覚書の概要についてはCIMAのウェブサイト参照。<http://www.cimaglobal.com/Our-locations/Myanmar/University-partnerships/>